

## 諸外国の軽減税率制度 (The reduced tax rate system)

日本では、令和元年10月1日の消費税率引上げに伴い、軽減税率制度が実施されますが、海外では現在どのようなになっているのでしょうか。今回は、ヨーロッパ、アジアを中心に主要国の軽減税率を少し覗いて見ました。

まず、EU及びOECD加盟国では、食料品、新聞書籍を中心に、ほとんどの国にそれぞれの軽減税率が導入されています。また、OECD加盟国では、食料品について、ゼロ税率が適用されている国も見受けられます。

これに対しASEAN諸国では、ベトナム、中国、そして10月1日から実施の日本を除き、現在軽減税率を導入している国はありません。ただし、それらの国でも、食料品については、ほとんどの国で非課税となっています。

以上のヨーロッパ、アジアの現状を概観すると、標準税率の比較的高い国に、軽減税率制度が多く導入されているようです。

これらの軽減税率制度を実施している各国では、その国の歴史的な背景や産業、そして習慣、文化等を反映してその制度が構築され、そのため軽減税率並びにゼロ税率の適用及び非課税対象とされる範囲は、各国毎に異なり様々な区分がなされています。

それらと比較すると、日本はまだ消費税率は低く、また軽減税率制度もその対象品目は多岐にわたってはいません。今後、各業界から、軽減税率制度の対象となる商品やサービスの追加要求がなされ、また、将来状況を見て、更なる消費税の増税がされた場合、より複雑な軽減税率制度が導入される可能性が考えられます。

そのような時でも、日本の風土に根ざし、産業にそして文化に馴染んだ、国民の納得する消費税制度が構築されるといいですね。

### (備考)

米国には、日本の消費税のような付加価値税はなく、商品の販売、サービス提供時に、小売業者が購入者より小売売上税を徴収し、州、郡、市等の地方自治体に納付します。

### 参考文献

1. 「消費税など（消費課税）に関する資料」  
財務省 2019年1月
2. 「実務で役立つ海外税務ケース・スタディ」  
太陽グランドソン税理士法人  
税務研究会出版局 平成29年11月

(田中 久義)